

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)



インベスコ プレミア・プラス・ファンド

愛称: 真分散革命

追加型投信／内外／資産複合



■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ

<http://www.invesco.co.jp/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ*
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、株式、 コモディティ)、資産配分 変更型))	年2回	グローバル (日本含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円 (2021年6月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆1,583億円 (2021年6月末現在)

- 本書により行う、インベスコ プレミア・プラス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月18日に関東財務局長に提出しており、2021年8月19日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

- ファンドの投資信託財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき、受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ファンドの目的・特色

ノ ファンドの目的

日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産^{*1}（コモディティ）を実質的な投資対象^{*2}とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

*1 資源資産とは、一般的にコモディティといわれる資産であり、代表的なものには金、銀、銅、原油、農産物などがあります。

*2 ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
「実質的な投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンドおよびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）です。

ノ ファンドの特色

1 日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産に実質的に投資します。

債券、株式への投資は、当該資産への直接投資や上場投資信託証券（以下、「ETF」といいます。）への投資の他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、資源資産への投資は、ETF、指値連動債などへの投資の他、デリバティブ取引を活用します。

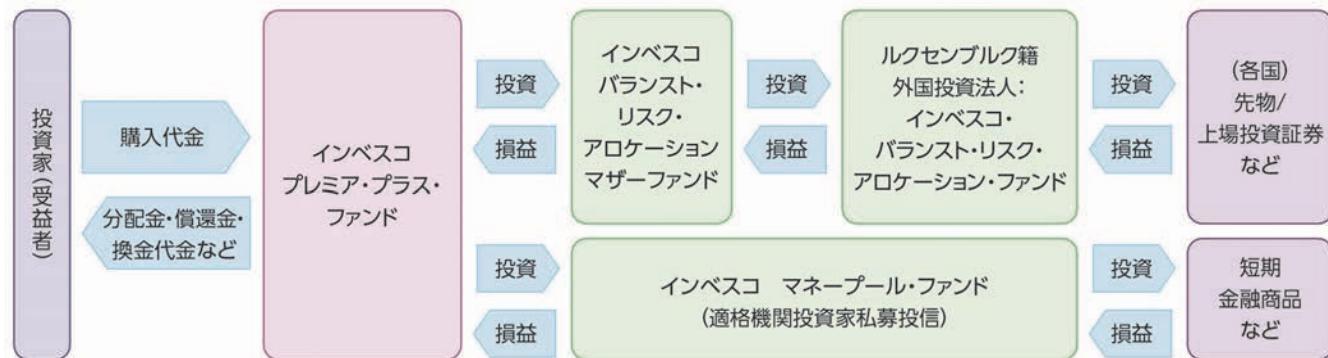
2 債券、株式、資源資産3資産の配分については、市場環境や価格変動の大きさなどを考慮して決定します。また、短期的な市場変化に機動的に対応した運用を行います。

3 実質外貨建資産については、実質的に為替ヘッジを行い*、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

*ファンドにおいて、為替ヘッジを直接行うことはありません。マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券が外貨建ての場合は、マザーファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行います。

△ ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産に実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ファンドのポイント

資産運用の一部として

「攻めながら守るバランスファンド」に投資するという選択肢

プレミア・プラス3つのポイント

ポイント1 キャッシュ+6%のリターンを目指す*

ポイント2 さまざまな経済局面において安定したリターンを追求

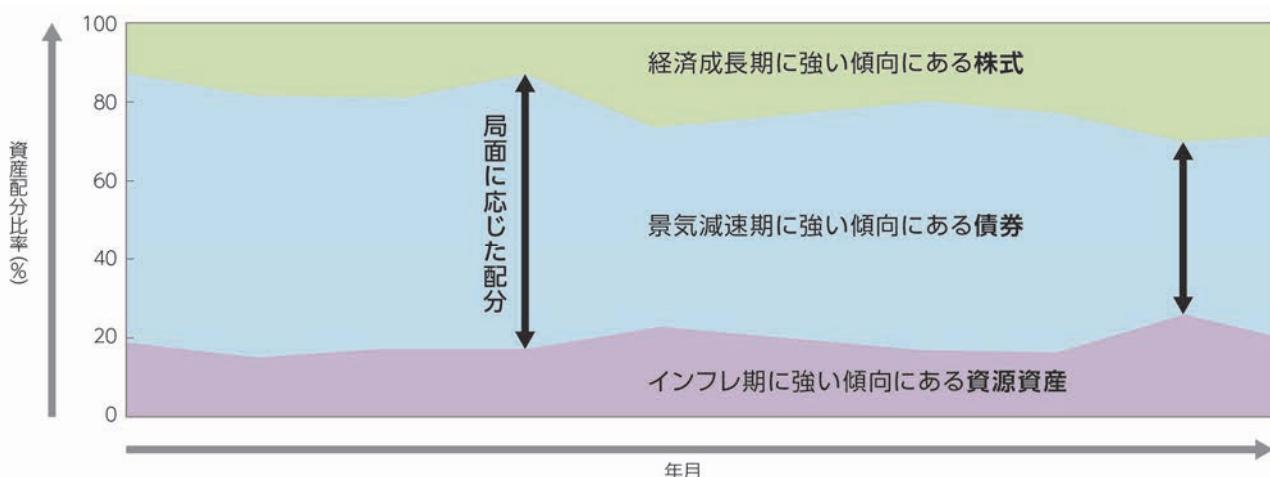
ポイント3 豊富な経験と実績

*運用目標 目標リターン:円短期金利+6.0%(年率) 目標リスク(標準偏差):8.0%(年率)

ファンドの運用では、債券、株式、資源資産に分散して運用を行いますが、目標とするリターンやリスクの実現を保証するものではありません。

- 各経済局面（景気減速期、経済成長期、インフレ期）それぞれにおいて、優位性を持つ債券、株式、資源資産を組み合わせることで、さまざまな経済局面において、安定したリターンを追求します。
- 債券、株式、資源資産のリスクの大きさに着目して資産を配分し、相場環境に応じて比率を調整することで、運用目標の達成を目指します。

<資産配分のイメージ>



* 1 上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

* 2 ファンドの運用では、債券、株式、資源資産に分散して運用を行いますが、目標とするリターンやリスクの実現を保証するものではありません。目標とするリターンやリスクが実現できない主な要因としては、債券、株式、資源資産の相関関係や価格変動性が想定と異なることや、投資環境見通しなどの運用判断が実際の投資環境と異なることがあります。

ファンドの目的・特色

■主な投資対象

■日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産の3資産を主要投資対象とします。



投資対象		主な組入資産*
債券	北米	米国債、カナダ国債
	欧州	英国債、独国債
	アジア	日本国債、豪州国債
株式	北米	米国大型株、米国小型株
	欧州	英国株式、欧州株式
	アジア	日本株式、香港株式
	新興国	新興国株式
資源資産	金など	金、銀等
	その他資源資産	原油、農産物等

*デリバティブ取引等を含みます。

■為替ヘッジについて

■原則として、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入外貨建資産を対円でヘッジしています。

■ファンドの運用プロセス

組入資産の選定

- さまざまな経済局面を想定
- 運用目標達成に最適な組入資産の選択
- 組入資産の流動性を考慮

基本ポートフォリオの構築

- 市場環境や価格変動の大きさなどを考慮した資産配分
- ダウンサイド・リスクの極小化

機動的な資産配分の調整

- 付加的リターンの追求
- 足元の市場変化に機動的に対応
- リスク±2%の範囲内でのウェイト調整

*上記はファンドの実質的な投資対象であるインベスコ・バランスト・リスク・アロケーションマザーファンドが投資する投資信託証券における運用プロセスです。ファンドの運用プロセス等は、2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

ファンドの目的・特色

〈追加的記載事項〉

■ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド	インベスコ マネープール・ファンド (適格機関投資家私募投信)
形態	証券投資信託（親投資信託）	証券投資信託
ファンドの目的	主として、別に定める投資信託証券*への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに実質的に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

※マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券の概要

インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド C-Accumulation投資信託証券（円ヘッジ付）

形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
主要投資対象等	日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに投資します。3資産への投資に当たっては、債券、株式への直接投資やE T Fへの投資を行う他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、コモディティへの投資はE T F、指数連動債などへの投資を行う他、デリバティブ取引を活用します。
ファンドの目的	①伝統的な金融市場と低中相関で、中長期的にトータル・リターンを得ることを目標とします。 ②3資産への投資に当たっては、景気減速期、経済成長期、インフレ期といった経済環境において異なる値動きをする資産間で、戦略的配分および戦術的配分を行います。 ③原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
投資顧問会社	インベスコ・アドバイザーズ・インク

* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

■主な投資制限

投資信託証券* ¹ への投資割合	制限を設けません。 ※ 1 マザーファンド受益証券を含みます。
株式への投資割合	直接投資は行いません。
外貨建資産への実質投資割合* ²	制限を設けません。 ※ 2 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象とした投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。
デリバティブ取引の利用	直接利用は行いません。

ファンドの目的・特色

分配方針

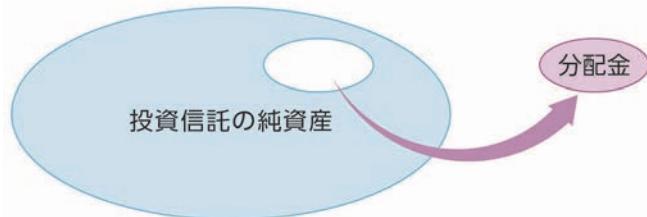
- 年2回の5月20日および11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

*上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に国内外の債券、株式、資源資産（コモディティ）など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク

〈債券〉 債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。

債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。

〈株式〉 株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



〈コモディティ〉 コモディティの価格の下落は、基準価額の下落要因です。

コモディティの価格は、政治・経済情勢、市場の需給、商品指標の値動き、金利動向、天候など特定の業種や商品に関わる様々な要因を反映し、下落することがあります。

〈デリバティブ〉 デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。

デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。

信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。



ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品やデリバティブ取引等の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。



投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができない可能性があります。

為替変動リスク 為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。



ファンドは為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。



市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ノ その他の留意点

■ 投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当を行なう場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ノ リスクの管理体制

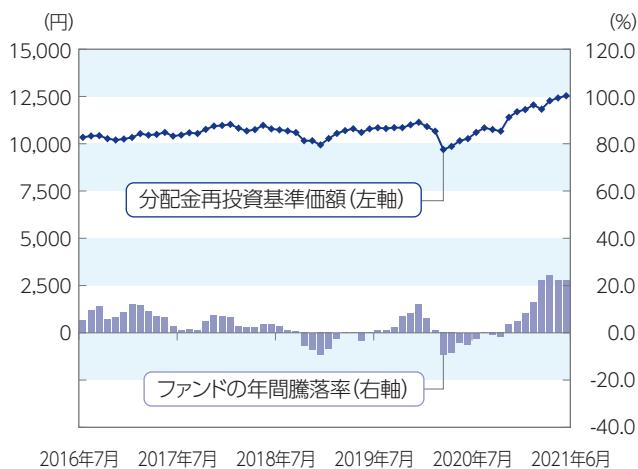
- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- 運用担当部署は、投資対象ファンドのパフォーマンス状況や流動性リスク管理状況の確認、定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。

- コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

*リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

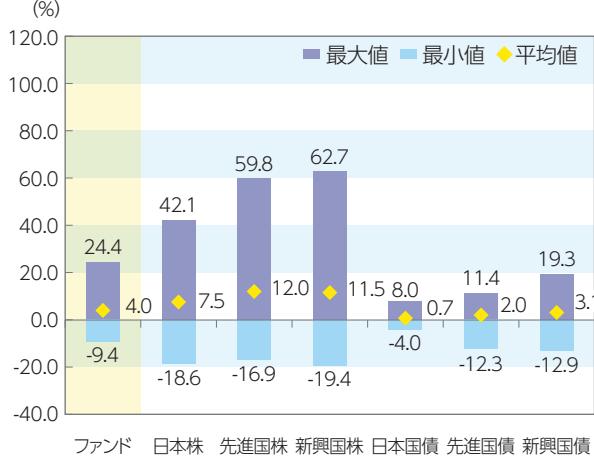
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2016年7月～2021年6月
代表的な資産クラス：2016年7月～2021年6月



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本 株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指標については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

運用実績

2021年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（設定来）



*基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	12,422円
純資産総額	2,232百万円

期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	1.2%
3カ月	3.1%
6カ月	8.9%
1年	22.3%
3年	13.2%
5年	25.0%
設定来	24.2%

*期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2019年5月	2019年11月	2020年5月	2020年11月	2021年5月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

資産配分

		純資産比
インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド		100.0%
インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）		0.1%
キャッシュ等		-0.0%

(参考) 投資先ファンドのポートフォリオの状況

【マザーファンドが投資対象とする「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド」の運用状況（現地月末基準）を記載しています。】

資産配分

		比率
債券	北米債券	米国債、カナダ国債
	欧州債券	英国債、独国債
	アジア債券	日本国債、豪州国債
株式	北米株式	米国大型株、米国小型株
	欧州株式	英国株式、欧州株式
	アジア株式	日本株式、香港株式
	新興国株式	
資源資産	金など	金、銀等
	その他資源資産	原油、農産物等
合計		100.0%

*比率は、各資産クラスの投資額（デリバティブル取引等を含みます。）または想定元本をファンド全体の投資額および想定元本の合計で除した割合です。

- 運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

運用実績

年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2014年はファンドの設定日（2014年11月28日）から年末まで、2021年は5月末までの騰落率を表示しています。

手続・手数料等

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託期間	無期限（設定日：2014年11月28日）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合は、信託期間の途中で償還することができます。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎年5月20日および11月20日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	収益分配	年2回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。	信託金の限度額	5,000億円
購入・換金申込不可日	ルクセンブルグの銀行休業日に該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。	公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
購入の申込期間	2021年8月19日から 2022年2月17日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

ファンデの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ノ ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

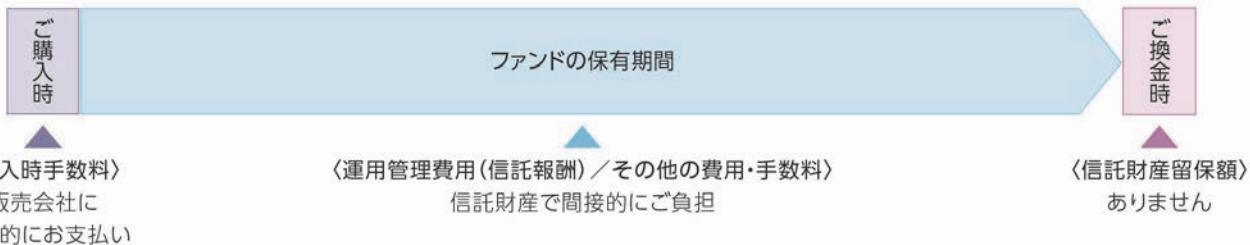
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額 ＊購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率0.946%（税抜0.86%） を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 信託報酬の配分は、以下の通りとします。		
	ファンドの運用管理費用 (信託報酬)	年率0.946%（税抜0.86%）	役務の内容
	委託会社	配分先 (年率/税抜) 0.08%	配分 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
	販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
	投資対象とする投資信託証券	インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 運用管理費用：年率0.75%	
		インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信） 信託報酬：年率0.55%（税抜0.50%）以内 ＊上記の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。	
	実質的な負担	年率1.696%（税込）程度 ＊上記の値は目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって変動します。	
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券の売買委託手数料などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。 マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（年率0.30%以内）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。 		

*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*上記税率は2021年6月末現在の情報をもとに記載しています。

*少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

インベスコ・アセット・マネジメント

2021年8月19日



インベスコ プレミア・プラス・ファンド

愛称: 真分散革命

追加型投信／内外／資産複合



インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	: インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹
本店の所在の場所	: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。

インベスコ プレミア・プラス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月18日に関東財務局長に提出しており、2021年8月19日にその届出の効力が生じております。

本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ プレミア・プラス・ファンド

愛称：真分散革命

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
2 投資方針	14
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	31
第2 管理及び運営	37
1 申込（販売）手続等	37
2 換金（解約）手続等	38
3 資産管理等の概要	40
4 受益者の権利等	43
第3 ファンドの経理状況	44
1 財務諸表	47
2 ファンドの現況	68
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	69
第三部 委託会社等の情報	70
第1 委託会社等の概況	70
1 委託会社等の概況	70
2 事業の内容及び営業の概況	71
3 委託会社等の経理状況	72
4 利害関係人との取引制限	100
5 その他	100
信託約款	101

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ プレミア・プラス・ファンド

以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

また、ファンドの愛称を「真分散革命」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
- ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ・社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「プレミアP」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

- ・購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。

3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。

- ・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

* 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：2021年8月19日から2022年2月17日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

* ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

* ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

- ・申込証拠金はありません。
- ・購入代金には利息を付しません。
- ・日本以外の地域における発行はありません。
- ・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ルクセンブルグの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
- ・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産 ¹ （コモディティ）を実質的な投資対象 ² とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。 1 資源資産とは、一般的にコモディティといわれる資産であり、代表的なものには金、銀、銅、原油、農産物などがあります。 2 ファンドは投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。「実質的な投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンドおよびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）です。
---------	--

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

ファンドの基本的性格

a . ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内 海外 内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式 不動産投信 資産複合	目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b . ファンドの属性区分

属性区分項目				属性区分の定義
投資対象 資産				目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの
株式				ファンドが投資対象とする投資信託証券は、複数資産（債券・株式・コモディティ）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものです
(一般)				(大型株)
(中小型株)				
債券				
(一般)				(公債)
(社債)				(その他債券)
(クレジット属性)				
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式・コモディティ）資産配分変更型））				
資産複合				
(資産配分固定型)				(資産配分変更型)
決算頻度		年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
		年4回	年6回（隔月）	
		年12回（毎月）	日々	
		その他		
投資対象 地域		グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
		北米	欧州	なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
		アジア	オセアニア	
		中南米	アフリカ	
		中近東（中東）	エマージング	
投資形態		ファミリーファンド		一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます
		ファンド・オブ・ファンズ		
為替 ヘッジ		為替ヘッジあり（フルヘッジ）		目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
		為替ヘッジなし		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

1.	日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産に実質的に投資します。 債券、株式への投資は、当該資産への直接投資や上場投資信託証券（以下、「E T F」といいます。）への投資の他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、資源資産への投資は、E T F、指数連動債などへの投資の他、デリバティブ取引を活用します。
2.	債券、株式、資源資産3資産の配分については、市場環境や価格変動の大きさなどを考慮して決定します。また、短期的な市場変化に機動的に対応した運用を行います。
3.	実質外貨建資産については、実質的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">ファンドにおいて、為替ヘッジを直接行うことはありません。マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券が外貨建ての場合は、マザーファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行います。</div>

ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産に実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

ファンドのポイント

ファンドのポイント

資産運用の一部として

「攻めながら守るバランスファンド」に投資するという選択肢

プレミア・プラス3つのポイント

ポイント1 キャッシュ+6%のリターンを目指す*

ポイント2 さまざまな経済局面において安定したリターンを追求

ポイント3 豊富な経験と実績

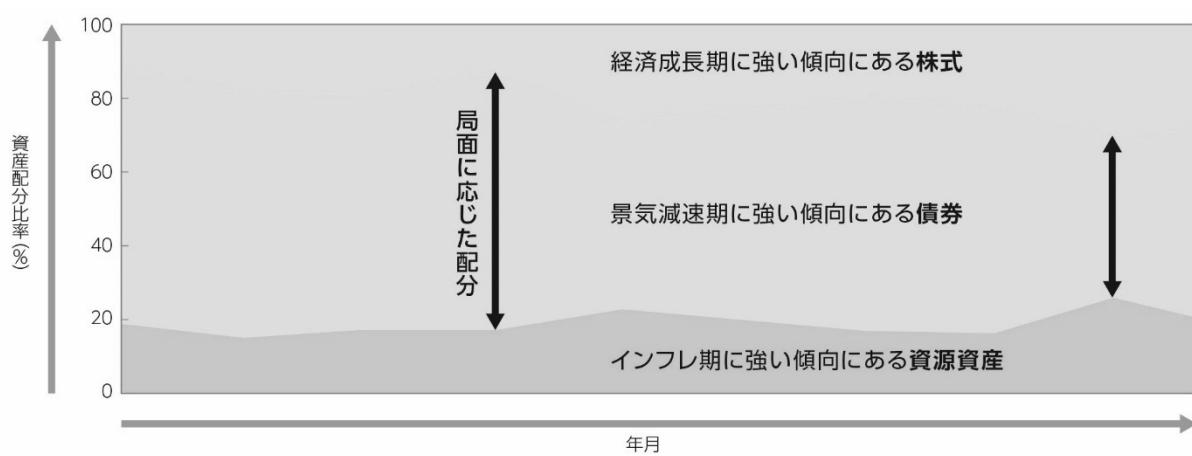
*運用目標 目標リターン:円短期金利+6.0%(年率) 目標リスク(標準偏差):8.0%(年率)

ファンドの運用では、債券、株式、資源資産に分散して運用を行いますが、目標とするリターンやリスクの実現を保証するものではありません。

各経済局面（景気減速期、経済成長期、インフレ期）それぞれにおいて、優位性を持つ債券、株式、資源資産を組み合わせることで、さまざまな経済局面において、安定したリターンを追求します。

債券、株式、資源資産のリスクの大きさに着目して資産を配分し、相場環境に応じて比率を調整することで、運用目標の達成を目指します。

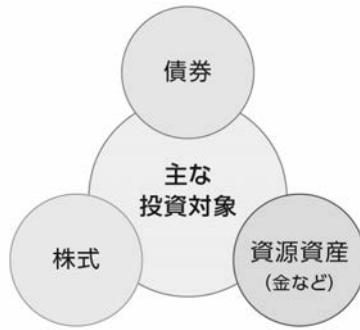
<資産配分のイメージ>



* 1 上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

* 2 ファンドの運用では、債券、株式、資源資産に分散して運用を行いますが、目標とするリターンやリスクの実現を保証するものではありません。目標とするリターンやリスクが実現できない主な要因としては、債券、株式、資源資産の相関関係や価格変動性が想定と異なることや、投資環境見通しなどの運用判断が実際の投資環境と異なることなどがあります。

主な投資対象

主な投資対象		
日本を含む世界各国の債券、株式、資源資産の3資産を主要投資対象とします。		
	投資対象	主な組入資産*
債券	北米	米国債、カナダ国債
	欧州	英国債、独国債
	アジア	日本国債、豪州国債
株式	北米	米国大型株、米国小型株
	欧州	英国株式、欧州株式
	アジア	日本株式、香港株式
	新興国	新興国株式
資源資産	金など	金、銀等
	その他資源資産	原油、農産物等

*デリバティブ取引等を含みます。

為替ヘッジについて

為替ヘッジについて

原則として、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入外貨建資産を対円でヘッジしています。

ファンドの運用プロセス

ファンドの運用プロセス

組入資産の選定

- さまざまな経済局面を想定
- 運用目標達成に最適な組入資産の選択
- 組入資産の流動性を考慮

基本ポートフォリオの構築

- 市場環境や価格変動の大きさなどを考慮した資産配分
- ダウンサイド・リスクの極小化

機動的な資産配分の調整

- 付加的リターンの追求
- 足元の市場変化に機動的に対応
- リスク±2%の範囲内でのウェイト調整

上記はファンドの実質的な運用プロセスです。ファンドの運用プロセス等は、2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

<投資対象とする投資信託証券の概要>

投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により変更することがあります。

インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド	
形態	証券投資信託（親投資信託）
主要投資対象	<p>主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに投資します。なお、別に定める投資信託証券においては、債券、株式への投資は、当該資産への直接投資やＥＴＦへの投資を行う他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、コモディティへの投資は、ＥＴＦ、指数連動債などへの投資の他、デリバティブ取引を活用します。</p> <p>別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。</p>
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに実質的に投資します。 別に定める投資信託証券への投資を通じて、債券、株式、コモディティ3資産の配分については、市場環境や価格変動の大きさなどを考慮して決定します。また、短期的な市場変化に機動的に対応した運用を行います。 別に定める投資信託証券において、その運用方針として対円で為替ヘッジを行うことを掲げている場合は、原則として為替ヘッジを行いません。別に定める投資信託証券において、為替変動の影響を受ける実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。 <p>別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への直接投資は行いません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信託報酬等	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）

インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）

形態	証券投資信託
主要投資対象	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期公社債および短期金融商品への投資により、利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローン等で運用を行うことにより流動性の確保を図ります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建て資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引は利用しません。
信託報酬等	<p>信託報酬：純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 信託報酬の内訳：委託会社年率0.2222%以内、販売会社年率0.2222%以内、受託会社年率0.0556%以内（いずれも税抜き） *この他、監査費用および売買手数料等の各種費用がかかります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）

(参考) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド
シェアクラス	クラスC-Accumulation投資信託証券（円ヘッジ付）
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人（円建て）
主要投資対象	日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに投資します。3資産への投資に当たっては、債券、株式への直接投資やETFへの投資を行う他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、コモディティへの投資はETF、指数連動債などへの投資を行う他、デリバティブ取引を活用します。
運用の基本方針	伝統的な金融市場と低中相関で、中長期的にトータル・リターンを得ることを目指とします。 3資産への投資に当たっては、景気減速期、経済成長期、インフレ期といった経済環境において異なる値動きをする資産間で、戦略的配分および戦術的配分を行います。 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
運用管理費用	当ファンドの平均純資産総額の年率0.75%に相当する額とします。
その他の費用	管理事務代行報酬（当ファンドの平均純資産総額の年率0.30%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。 管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社等への報酬をいいます。
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
管理会社	インベスコ・マネジメント・エス・エイ
投資顧問会社	インベスコ・アドバイザーズ・インク
決算日	毎年2月末
分配方針	分配は行いません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年11月28日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
-------------	--------------------

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



b . 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c . 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 (金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第306号)								
資本金	4,000百万円(2021年6月30日現在)								
沿革	<p>1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p> <p>2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更</p>								
大株主の状況	<p style="text-align: right;">(2021年6月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>所有株式数</th> <th>所有比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インベスコ・ファーニ・イースト・リミテッド</td> <td>Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom</td> <td>40,000株</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	所有株式数	所有比率	インベスコ・ファーニ・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%
名称	住所	所有株式数	所有比率						
インベスコ・ファーニ・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%						

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

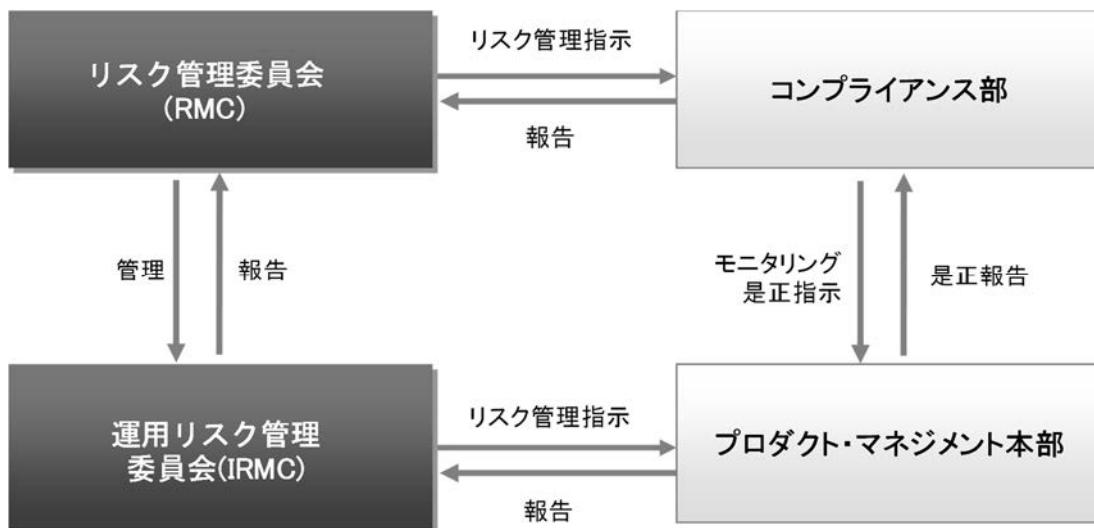
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none">・マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに実質的に投資します。・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。・インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。・実質外貨建資産については、実質的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 当ファンドにおいて、為替ヘッジを直接行うことはありません。マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券が外貨建ての場合は、マザーファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行います。・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a . 有価証券 b . 約束手形 c . 金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	a . 為替手形
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券およびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。 a . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等 b . 外国法人が発行する譲渡性預金証書 c . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a . 預金 b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c . コール・ローン d . 手形割引市場において売買される手形 * 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制の概要



内部管理および意思決定を監督する組織	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果異常があれば、リスク管理委員会に報告します。 プロダクト・マネジメント本部（20名程度）は、投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。 運用リスク管理委員会（5名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 <p>*「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p>
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、2021年6月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日	年2回の5月20日および11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	<ul style="list-style-type: none"> 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	<p>a . 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b . 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。</p> <p>* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

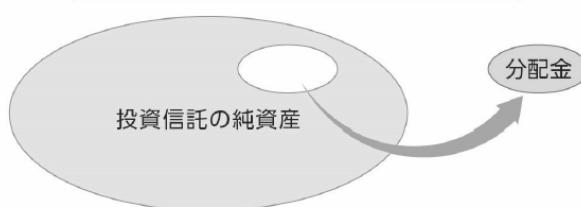
収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの收益率を求めることはできません。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合 には、制限を設けません。 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象する投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信用リスク集中回避のための投資制限（第18条の2）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。
資金の借り入れ（第24条）	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3 【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に国内外の債券、株式、資源資産（コモディティ）など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク (債券)	《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
価格変動リスク (株式)	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
価格変動リスク (コモディティ)	《コモディティの価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 コモディティの価格は、政治・経済情勢、市場の需給、商品指数の値動き、金利動向、天候など特定の業種や商品に関わる様々な要因を反映し、下落することがあります。
価格変動リスク (デリバティブ)	《デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品やデリバティブ取引等の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。
為替変動リスク	《為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。》 ファンドは為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
流動性リスク	《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

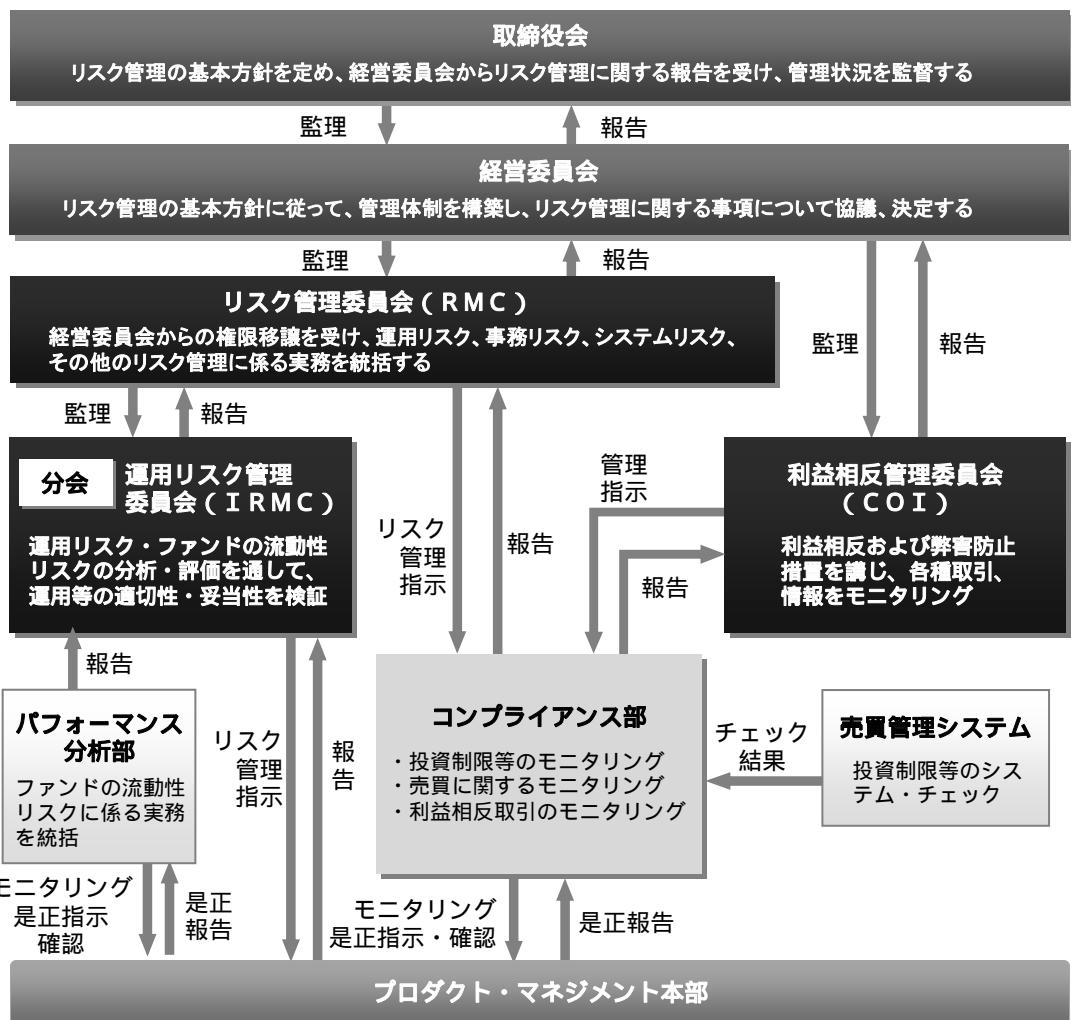
(2) その他の留意点

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
ファミリーファンド方式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3)投資リスクに対する管理体制

投資リスク管理体制の概要



リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理に係る実務を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で統括します。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクおよびファンドの流動性リスクの管理を行います。 IRMCは、上記のリスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。
利益相反管理委員会（COI）	利益相反管理委員会(COI)は、顧客と委託会社の利益相反行為等の顕在化防止のため、議決権行使を含む様々な取引等をモニタリングして、その結果を経営委員会へ報告します。

関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果異常があればIRMCに報告し、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況、ファンドの流動性管理の状況などをIRMCに報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。また、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。
パフォーマンス分析部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

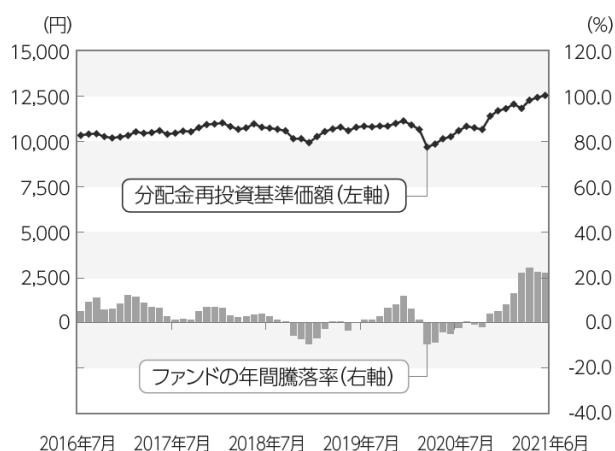
(参考) 投資対象ファンドにおける投資リスク管理体制

システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

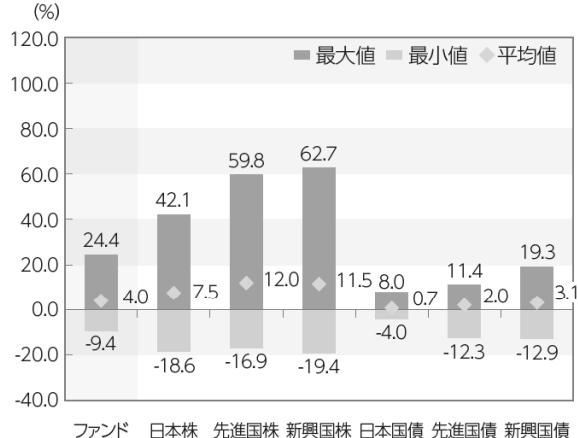
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2016年7月～2021年6月
代表的な資産クラス：2016年7月～2021年6月



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指標について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指標です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指標の算出、数値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指標については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)に、当日の米ドル為替レート(WM/ロイター値)を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指標については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)に、当日の米ドル為替レート(WM/ロイター値)を乗じて算出しています。指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。JPモルガンは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推薦するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。・ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】<投資者が直接的に負担する費用>

換金(解約)手数料	ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

* 「信託財産留保額」とは、換金(解約)する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金(解約)する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

信託報酬の額	<p>日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.946%（税抜き0.86%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</p> <p>なお、投資対象となる投資信託証券においても信託報酬等が別途かかりますので、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、投資信託財産の純資産総額に対して合計で年率1.696%（税込み）程度となります。</p> <p>この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 投資対象となる投資信託証券の信託報酬率等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">投資信託証券の名称</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">信託報酬率等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">インベスコ バランス ト・リスク・アロケーション マザーファンド</td><td style="padding: 2px;">信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">インベスコ マネーパー^ル・ファンド（適格機関 投資家私募投信）</td><td style="padding: 2px;"><信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 * 上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。</td></tr> </tbody> </table>	投資信託証券の名称	信託報酬率等	インベスコ バランス ト・リスク・アロケーション マザーファンド	信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額	インベスコ マネーパー ^ル ・ファンド（適格機関 投資家私募投信）	<信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 * 上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。												
投資信託証券の名称	信託報酬率等																		
インベスコ バランス ト・リスク・アロケーション マザーファンド	信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額																		
インベスコ マネーパー ^ル ・ファンド（適格機関 投資家私募投信）	<信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 * 上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。																		
信託報酬の配分	<p>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">配分 (年率)</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">委託会社</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">販売会社</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">受託会社</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">0.08%</td><td style="padding: 2px;">0.75%</td><td style="padding: 2px;">0.03%</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">0.86%</td></tr> </tbody> </table> <p>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">配分先</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">委託会社</td><td style="padding: 2px;">ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">販売会社</td><td style="padding: 2px;">購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受託会社</td><td style="padding: 2px;">ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr> </tbody> </table>	配分 (年率)	委託会社	販売会社	受託会社	合計	0.08%	0.75%	0.03%		0.86%	配分先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
配分 (年率)	委託会社	販売会社	受託会社	合計															
0.08%	0.75%	0.03%		0.86%															
配分先	役務の内容																		
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等																		
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等																		
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。																		

(4)【その他の手数料等】<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

信託事務の諸経費

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・法律顧問および税務顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ファンドの受益者に対する公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用 		
計算方法等	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>その他諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td>純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 	その他諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

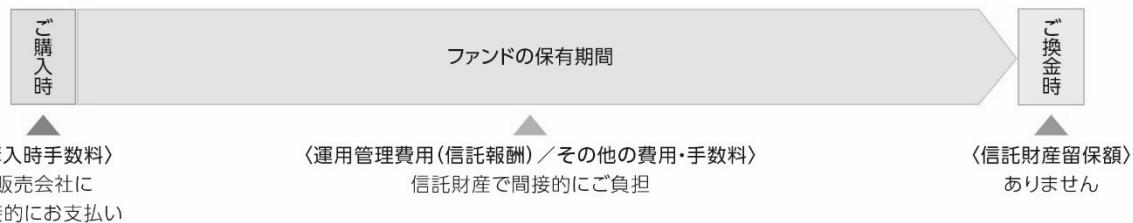
(参考) 投資対象となる投資信託証券の他の費用

投資信託証券の名称	その他の費用
インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド	投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（平均純資産総額の年率0.30%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(参考)

各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
<ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。 		
解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
<ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 		
損益通算について	<ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。 解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 	
<p>* 特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</p>		

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。	
	2037年12月31日まで	15.315%
	2038年1月1日以降	15%
・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。		

個別元本について

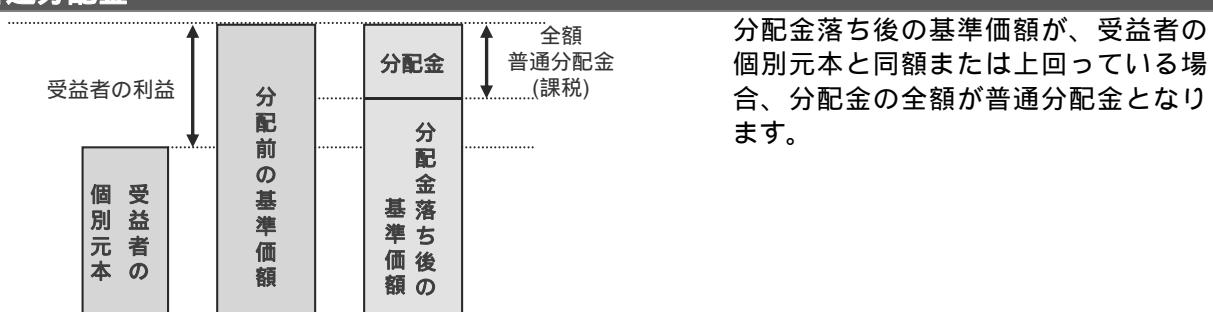
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

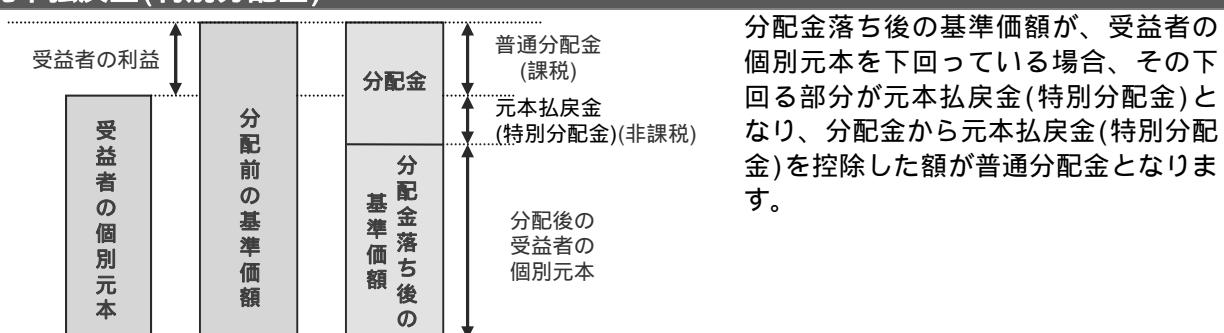
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金



上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

元本払戻金(特別分配金)



上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

上記は、2021年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2021年6月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,346,868,830	100.05
投資信託受益証券	日本	1,491,803	0.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,700,493	0.11
合 計(純資産総額)		2,345,660,140	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	2,325,612,923	99.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		21,296,429	0.90
合 計(純資産総額)		2,346,909,352	100.00

(2) 【投資資産】(2021年6月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ バランスト・リスク・ アロケーション マザーファンド	1,744,883,889	1.3149 2,294,466,427	1.3450 2,346,868,830	100.05
日本	投資信託 受益証券	インベスコ マネーブ ール・ファンド	1,499,300	0.9951 1,491,953	0.995 1,491,803	0.06

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05
投資信託受益証券	0.06
合 計	100.11

(参考)インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	投資証券	インベスコ・バランス ト・リスク・アロケー ション・ファンド	1,586,366.251	1,327.13 2,105,314,564	1,466 2,325,612,923	99.09

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.09
合計	99.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間(2015年5月20日現在)	600	600	1.0188	1.0188
第2期計算期間(2015年11月20日現在)	491	491	0.9510	0.9510
第3期計算期間(2016年5月20日現在)	373	373	0.9740	0.9740
第4期計算期間(2016年11月21日現在)	318	318	1.0049	1.0049
第5期計算期間(2017年5月22日現在)	256	256	1.0522	1.0522
第6期計算期間(2017年11月20日現在)	215	215	1.0788	1.0788
第7期計算期間(2018年5月21日現在)	211	211	1.0906	1.0906
第8期計算期間(2018年11月20日現在)	179	179	1.0165	1.0165
第9期計算期間(2019年5月20日現在)	400	400	1.0659	1.0659
第10期計算期間(2019年11月20日現在)	1,358	1,358	1.0913	1.0913
第11期計算期間(2020年5月20日現在)	1,541	1,541	0.9980	0.9980
第12期計算期間(2020年11月20日現在)	1,749	1,749	1.1280	1.1280
第13期計算期間(2021年5月20日現在)	2,172	2,172	1.2267	1.2267
2020年6月末日	1,609	-	1.0270	-
2020年7月末日	1,677	-	1.0596	-
2020年8月末日	1,702	-	1.0835	-
2020年9月末日	1,687	-	1.0751	-
2020年10月末日	1,649	-	1.0661	-
2020年11月末日	1,813	-	1.1403	-
2020年12月末日	1,871	-	1.1688	-
2021年1月末日	1,901	-	1.1808	-
2021年2月末日	2,038	-	1.2051	-
2021年3月末日	2,043	-	1.1827	-
2021年4月末日	2,129	-	1.2271	-
2021年5月末日	2,231	-	1.2422	-
2021年6月末日	2,345	-	1.2537	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000
第8期計算期間	0.0000
第9期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.0000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間	1.88
第2期計算期間	6.65
第3期計算期間	2.42
第4期計算期間	3.17
第5期計算期間	4.71
第6期計算期間	2.53
第7期計算期間	1.09
第8期計算期間	6.79
第9期計算期間	4.86
第10期計算期間	2.38
第11期計算期間	8.55
第12期計算期間	13.03
第13期計算期間	8.75

(注1) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2) 第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

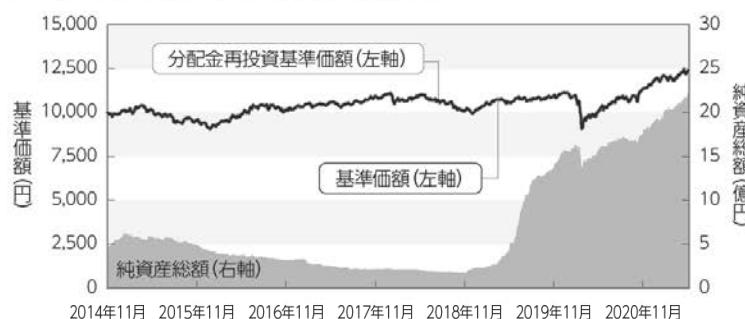
	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	768,884,074	179,590,411
第2期計算期間	64,592,591	136,560,673
第3期計算期間	5,225,511	138,587,868
第4期計算期間	42,670,426	109,476,169
第5期計算期間	14,082,359	87,167,389
第6期計算期間	3,253,550	47,886,049
第7期計算期間	7,373,856	13,056,933
第8期計算期間	16,278,212	32,967,781
第9期計算期間	218,076,618	19,732,236
第10期計算期間	907,415,651	38,022,826
第11期計算期間	394,628,002	95,065,522
第12期計算期間	276,672,851	269,755,765
第13期計算期間	524,890,775	305,330,541

(注1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（設定来）



基準価額	12,422円
純資産総額	2,232百万円

■ 期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	1.2%
3カ月	3.1%
6カ月	8.9%
1年	22.3%
3年	13.2%
5年	25.0%
設定来	24.2%

*期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

- *基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- *分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■ 分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2019年5月	2019年11月	2020年5月	2020年11月	2021年5月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

■ 主要な資産の状況

■ 資産配分

		純資産比
インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド		100.0%
インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）		0.1%
キャッシュ等		-0.0%

(参考) 投資先ファンドのポートフォリオの状況

【マザーファンドが投資対象とする「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド」の運用状況（現地月末基準）を記載しています。】

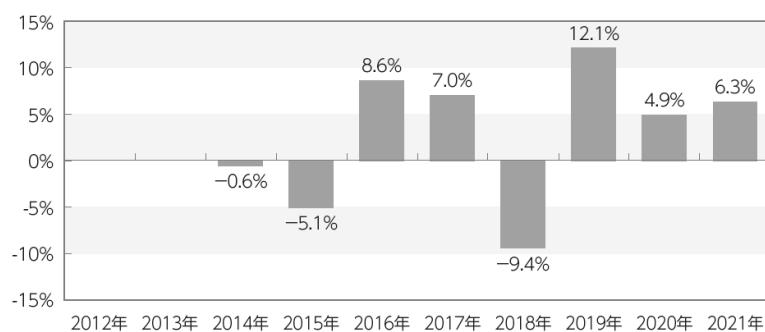
■ 資産配分

比率		
債券	北米債券	米国債、カナダ国債
	欧洲債券	英国債、独国債
	アジア債券	日本国債、豪州国債
株式	北米株式	米国大型株、米国小型株
	欧洲株式	英国株式、欧州株式
	アジア株式	日本株式、香港株式
	新興国株式	
資源資産	金など	金、銀等
	その他資源資産	原油、農産物等
合計		100.0%

*比率は、各資産クラスの投資額（デリバティブ取引等を含みます。）または想定元本をファンド全体の投資額および想定元本の合計で除した割合です。

-
- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 - ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

年間收益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準額を基に算出しています。

* 2014年はファンドの設定日（2014年11月28日）から年末まで、2021年は5月末までの騰落率を表示しています。

-
- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 - ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ルクセンブルグの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資家ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・ 販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・ 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2 【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ルクセンブルグの銀行休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	<p>原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。</p> <p>当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。</p>
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して6営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	<p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p>

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定	<p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div data-bbox="541 579 1362 1028" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">基準価額の計算方法</p> <pre> graph LR A["Fund's investment trust assets (market value)"] -- "-" --> B["Fund's total assets"] B --> C["Fund's total net assets"] C -- "/" --> D["Fund's number of beneficiaries"] D --> E["Fund's NAV"] </pre> <p style="text-align: center;"> Fund's total net assets = Fund's total assets - Fund's liabilities Fund's NAV = Fund's total net assets / Fund's number of beneficiaries </p> </div>						
基準価額の算出頻度と公表	<p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「プレミアP」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div data-bbox="541 1327 1362 1545" style="background-color: #f0f0f0; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <hr/> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">投資資産</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">親投資信託受益証券</td> <td style="text-align: center;">親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">投資信託証券</td> <td style="text-align: center;">投資信託証券の基準価額で評価します。</td> </tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	投資信託証券	投資信託証券の基準価額で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
投資信託証券	投資信託証券の基準価額で評価します。						

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：2014年11月28日） なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還	<ul style="list-style-type: none">委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 <p style="text-align: center;">書面決議による繰上償還の流れ</p> <pre>graph LR; A["書面決議の日の2週間前までに、知っている受益者に對し、書面決議の通知等の書面を発送"] --> B["書面決議"]; B -- "議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上で成立した場合" --> C(["繰上償還実施"]); B -- "否決された場合" --> D(["繰上償還不成立"]);</pre> <p>* 知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none">上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
------	---

信託約款の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合を行なうことができます。 投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じです。 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。 その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 <p style="text-align: center;">重大な信託約款の変更等の流れ</p> <pre> graph LR A["書面決議の日の2週間前までに、知っている受益者に對し、書面決議の通知等の書面を発送"] --> B["書面決議"] B --> C["議決権行使できる受益者の議決権の3分の2以上で成立した場合"] C --> D["約款変更実施"] B --> E["否決された場合"] E --> F["約款変更不成立"] </pre> <p>* 知っている受益者が議決権を行なわないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 * 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対受益者の受益権買取請求の不適用	当ファンドは、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。
運用報告書	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2020年11月21日から2021年5月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

神原 康一


監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ・プレミア・プラス・ファンドの2020年11月21日から2021年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・プレミア・プラス・ファンドの2021年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取

引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

インベスコ プレミア・プラス・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年 5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
投資信託受益証券	1,492,553	1,491,953
親投資信託受益証券	1,762,277,657	2,182,287,959
未収入金	5,016,353	3,736,822
流動資産合計	1,768,786,563	2,187,516,734
資産合計	1,768,786,563	2,187,516,734
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,127,907	4,880,831
未払受託者報酬	277,403	322,958
未払委託者報酬	7,674,907	8,935,293
その他未払費用	924,571	1,076,424
流動負債合計	19,004,788	15,215,506
負債合計	19,004,788	15,215,506
純資産の部		
元本等		
元本	1,551,284,079	1,770,844,313
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損 金()	198,497,696	401,456,915
(分配準備積立金)	92,563,978	221,130,852
元本等合計	1,749,781,775	2,172,301,228
純資産合計	1,749,781,775	2,172,301,228
負債純資産合計	1,768,786,563	2,187,516,734

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2020年5月21日 至 2020年11月20日	第13期 自 2020年11月21日 至 2021年5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	211,292,594	171,375,855
営業収益合計	<u>211,292,594</u>	<u>171,375,855</u>
営業費用		
受託者報酬	277,403	322,958
委託者報酬	7,674,907	8,935,293
その他費用	924,571	1,076,424
営業費用合計	<u>8,876,881</u>	<u>10,334,675</u>
営業利益又は営業損失()	202,415,713	161,041,180
経常利益又は経常損失()	202,415,713	161,041,180
当期純利益又は当期純損失()	202,415,713	161,041,180
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	19,019,386	16,825,792
期首剩余金又は期首次損金()	3,051,545	198,497,696
剩余金増加額又は欠損金減少額	18,940,419	99,825,315
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	18,940,419	99,825,315
剩余金減少額又は欠損金増加額	787,505	41,081,484
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	787,505	41,081,484
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>198,497,696</u>	<u>401,456,915</u>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基 準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年5月20日現在)
1.期首元本額 1,544,366,993円	1.期首元本額 1,551,284,079円
期中追加設定元本額 276,672,851円	期中追加設定元本額 524,890,775円
期中解約元本額 269,755,765円	期中解約元本額 305,330,541円
2.計算期間末日における受益権の総数 1,551,284,079口	2.計算期間末日における受益権の総数 1,770,844,313口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第12期 自 2020年5月21日 至 2020年11月20日	第13期 自 2020年11月21日 至 2021年5月20日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した 額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠 損金を補填した額(66,707,913円)、信託約款に 規定される収益調整金(138,743,605円)及び分 配準備積立金(25,856,065円)より分配対象収 益は231,307,583円(1万口当たり1,491.05円) ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資 信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充 当する方法によっております。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した 額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠 損金を補填した額(144,224,816円)、信託約款に 規定される収益調整金(187,138,605円)及び分 配準備積立金(76,906,036円)より分配対象収 益は408,269,457円(1万口当たり2,305.49円) ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資 信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充 当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っています。 当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を主要投資対象としています。 投資する投資信託受益証券は、インベスコ マネープール・ファンド(適格機関投資家私募投信)、親投資信託受益証券は、インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンドです。 投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされています。 親投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、株式の価格変動リスク、コモディティの価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされています。 取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。
---	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年5月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年5月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	749	600
親投資信託受益証券	195,623,976	158,714,217
合計	195,623,227	158,713,617

(デリバティブ取引等に関する注記)

第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年5月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2020年5月21日 至 2020年11月20日	第13期 自 2020年11月21日 至 2021年5月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第12期 (2020年11月20日現在)	第13期 (2021年5月20日現在)
1口当たり純資産額 1,1280円 (1万口当たり純資産額 11,280円)	1口当たり純資産額 1,2267円 (1万口当たり純資産額 12,267円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(2021年5月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	1,499,300	1,491,953	
	合計	1,499,300	1,491,953	

(親投資信託受益証券)

(2021年5月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド	1,660,292,118	2,182,287,959	
	合計	1,660,292,118	2,182,287,959	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド」受益証券及び「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」、「親投資信託受益証券」は、すべて「インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド」の受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	(2020年11月20日現在)	(2021年5月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		57,678,996	52,006,047
投資証券		1,709,620,492	2,133,965,884
流動資産合計		1,767,299,488	2,185,971,931
資産合計		1,767,299,488	2,185,971,931
負債の部			
流動負債			
未払解約金		5,016,353	3,736,822
未払利息		158	142
流動負債合計		5,016,511	3,736,964
負債合計		5,016,511	3,736,964
純資産の部			
元本等			
元本		1,465,755,350	1,660,292,118
剰余金			
剰余金又は欠損金()		296,527,627	521,942,849
元本等合計		1,762,282,977	2,182,234,967
純資産合計		1,762,282,977	2,182,234,967
負債純資産合計		1,767,299,488	2,185,971,931

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。
--

(貸借対照表に関する注記)

(2020年11月20日現在)		
1. 本書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額		1,461,794,391円
同期中における追加設定元本額		260,151,612円
同期中における解約元本額		256,190,653円
同計算期間末日における元本の内訳		
(保有ファンド名)	(金額)	
インベスコ プレミア・プラス・ファンド		1,465,755,350円
合計		1,465,755,350円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における		
当該親投資信託の受益権の総数		1,465,755,350口

(2021年5月20日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	1,465,755,350円
同期中における追加設定元本額	490,636,044円
同期中における解約元本額	296,099,276円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
インベスコ プレミア・プラス・ファンド	1,660,292,118円
合計	1,660,292,118円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	1,660,292,118口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券を主要投資対象としてあります。 投資する主な投資証券は、インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド クラスC-Accumulation投資信託証券(円ヘッジ付)です。 投資証券は、債券の価格変動リスク、株式の価格変動リスク、コモディティの価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月20日現在)	(2021年5月20日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時価 及びこれらの 差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としてあります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の 時価等に 関する事項の 補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2020年11月20日現在)	(2021年5月20日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	76,324,679	168,651,320
合計	76,324,679	168,651,320

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(2020年11月20日現在)	(2021年5月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2020年5月21日 至 2020年11月20日	自 2020年11月21日 至 2021年5月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2020年11月20日現在)	(2021年5月20日現在)
1口当たり純資産額 1,2023円 (1万口当たり純資産額 12,023円)	1口当たり純資産額 1,3144円 (1万口当たり純資産額 13,144円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(投資証券)

(2021年5月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額		備考
				単価	金額	
投資証券	日本円	インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド クラス C-Accumulation投資信託 証券(円ヘッジ付)	1,490,199	1,432.00	2,133,965,884	
合計			1,490,199		2,133,965,884	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンドは、「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同ファンドの投資証券です。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド」投資証券の状況

「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド」投資証券は、ルクセンブルグ籍外国投資法人が発行するクラスC-Accumulation投資信託証券（円ヘッジ付）です。同投資信託は、現地の法律に基づいて財務諸表が作成され、公認会計士により財務書類の監査を受けております。

以下に掲載している2020年2月29日現在の純資産額計算書、損益計算書及び純資産額変動計算書及び投資有価証券明細表は、現地FINANCIAL STATEMENTSから抜粋しております。

(1) 純資産額計算書

(2020年2月29日現在)
(単位：ユーロ)

資産	
投資有価証券、時価	2,629,947,518
流動資産	
受益証券発行未収金	9,671,171
その他の未収金	12,699,348
銀行預金	89,681,566
差入委託証拠金	131,265,199
現金担保	10,190,000
為替先物予約に係る未実現利益	6,683,182
先物契約に係る未実現利益	42,431,337
コモディティ・スワップに係る未実現利益	49,792,282
資産合計	2,982,361,603
流動負債	
受益証券買戻未払金	12,752,870
その他の未払金	1,330,422
為替先物予約に係る未実現損失	18,449,579
先物契約に係る未実現損失	123,144,497
コモディティ・スワップに係る未実現損失	66,787,945
負債合計	222,465,313
純資産額	2,759,896,290

(2)損益計算書及び純資産額変動計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日までの期間)

(単位：ユーロ)

収益	
受取利息（債券）	15,717,122
マーケットディスカウントの増価／（マーケットプレミアムの償却）	(27,227,230)
その他収益	194,660
	<u>(11,315,448)</u>
費用	
運用及び投資顧問会社報酬	28,536,568
サービス代行報酬	5,304,400
保管報酬	353,933
ルクセンブルグの税金	1,357,246
事務代行費用	195,377
当座借越利息	392,417
スワップに係る支払純利息	2,551,391
その他運営費用	127,768
運営費用上限超過額	(19,040)
その他支払利息	6,608
	<u>38,806,668</u>
当期投資純利益／（損失）	<u>(50,122,116)</u>
受益証券発行／（買戻）による純収益／（支払）金	(336,675,632)
投資有価証券、デリバティブ及び外国通貨の処分に係る実現純利益／（損失）	272,820,113
為替先物予約に係る未実現評価益／損の純変動額	(10,340,163)
先物契約に係る未実現評価益／損の純変動額	(143,870,960)
コモディティ・スワップに係る未実現評価益／損の純変動額	(23,104,543)
投資有価証券に係る未実現評価益／損の純変動額	21,945,647
外国通貨及びその他取引に係る未実現評価益／損の純変動額	(1,686,002)
期首純資産額	3,030,929,946
期末純資産額	<u>2,759,896,290</u>

(3)投資有価証券明細表

(2020年2月29日現在)

銘柄	額面 / 株数	時価 (ユーロ)	純資産に占める割合(%)
公的な証券取引所に上場を認められているまたは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券			
債券			
オーストリア			
Republic of Austria Government Bond 144A 3.9% EUR 15/07/2020	274,800,000	279,294,354	10.12
カナダ			
Canadian Imperial Bank of Commerce FRN 0% USD 15/09/2020	114,500,000	106,116,598	3.84
Royal Bank of Canada/London FRN 0% USD 29/08/2020	13,000,000	12,431,143	0.45
Royal Bank of Canada/London FRN 0% USD 14/12/2020	56,000,000	48,823,885	1.77
		167,371,626	6.06
ドイツ			
Bundesobligation 0% EUR 17/04/2020	190,000,000	190,119,700	6.89
Bundesobligation 0.25% EUR 16/10/2020	252,250,000	253,709,266	9.19
Bundesrepublik Deutschland			
Bundesanleihe 2.25% EUR 04/09/2020	87,210,000	88,492,859	3.21
Bundesrepublik Deutschland			
Bundesanleihe 3% EUR 04/07/2020	150,000,000	151,839,750	5.50
Bundesschatzanweisungen 0% EUR 13/03/2020	115,000,000	114,997,125	4.17
Bundesschatzanweisungen 0% EUR 12/06/2020	190,000,000	190,302,100	6.90
Bundesschatzanweisungen 0% EUR 11/09/2020	87,215,000	87,524,613	3.17
Bundesschatzanweisungen 0% EUR 11/12/2020	75,000,000	75,406,500	2.73
German Treasury Bill 0% EUR 10/06/2020	89,325,000	89,495,611	3.24
		1,241,887,524	45.00
オランダ			
Dutch Treasury Certificate 0% EUR 31/03/2020	40,980,000	41,001,150	1.49
Dutch Treasury Certificate 0% EUR 29/06/2020	77,020,000	77,205,506	2.80
Netherlands Government Bond 144A 3.5% EUR 15/07/2020	81,965,000	83,206,770	3.01
		201,413,426	7.30
超国家			
European Stability Mechanism Treasury Bill 0% EUR 19/03/2020	50,000,000	50,014,000	1.81
European Stability Mechanism Treasury Bill 0% EUR 09/04/2020	87,000,000	87,047,850	3.16
		137,061,850	4.97
債券合計		2,027,028,780	73.45
証書			
アイルランド			
Invesco Physical Gold ETC	835,000	120,063,653	4.35
証書合計		120,063,653	4.35

銘柄	額面 / 株数	時価 (ユーロ)	純資産に占める割合 (%)
公的な証券取引所に上場を認められている または他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		2,147,092,433	77.80
2010 年12月17日の集団投資事業に関する 法律第41条1Hに規定される短期金融商品 Societe Generale 0% EUR 31/12/2059	251,000,000	251,000,000	9.09
2010 年12月17日の集団投資事業に関する 法律第41条1Hに規定される短期金融商品合計		251,000,000	9.09
オープン・エンド型投資信託			
アイルランド Invesco Liquidity Funds plc - Invesco Euro Liquidity Portfolio	234,936,750	231,855,085	8.40
オープン・エンド型投資信託合計		231,855,085	8.40
投資有価証券合計		2,629,947,518	95.29

「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券の状況

「インベスコ マネーブール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」は、第6期計算期間（2019年11月21日から2020年11月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,369,143	2,366,913
流動資産合計	2,369,143	2,366,913
資産合計	2,369,143	2,366,913
負債の部		
流動負債		
未払利息	6	6
流動負債合計	6	6
負債合計	6	6
純資産の部		
元本等		
元本	2,377,565	2,377,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,428	10,658
(分配準備積立金)	49	49
元本等合計	2,369,137	2,366,907
純資産合計	2,369,137	2,366,907
負債純資産合計	2,369,143	2,366,913

(2)損益及び剩余金計算書

(単位：円)

	第5期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第6期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
営業収益合計	-	-
営業費用		
支払利息	2,198	2,188
その他費用	30	42
営業費用合計	2,228	2,230
営業利益又は営業損失()	2,228	2,230
経常利益又は経常損失()	2,228	2,230
当期純利益又は当期純損失()	2,228	2,230
期首剩余金又は期首次損金()	6,200	8,428
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	8,428	10,658

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
1.期首元本額 2,377,565円	1.期首元本額 2,377,565円
期中追加設定元本額 - 円	期中追加設定元本額 - 円
期中解約元本額 - 円	期中解約元本額 - 円
2.計算期間末日における受益権の総数 2,377,565口	2.計算期間末日における受益権の総数 2,377,565口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,428円であります。	3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,658円であります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第5期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第6期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46円)及び分配準備積立金(49円)より分配対象収益は95円(1万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46円)及び分配準備積立金(49円)より分配対象収益は95円(1万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、円貨建ての短期公社債及び短期金融商品を主要投資対象としております。 円貨建ての短期公社債及び短期金融商品は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされています。

3. 金融商品に係る リスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、 包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。) で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議 し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」とい ます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを 把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告 します。
-----------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時価 及びこれら の差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はありま せん。	同左
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、 短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、當 該金融商品の時価を帳簿価額として あります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の 時価等に關 する事項の 補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基 づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定におい ては一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等によつた場 合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第6期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 (2019年11月20日現在)	第6期 (2020年11月20日現在)
1口当たり純資産額 0.9965円 (1万口当たり純資産額 9,965円)	1口当たり純資産額 0.9955円 (1万口当たり純資産額 9,955円)

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2021年6月30日現在)

資産総額	2,377,636,159 円
負債総額	31,976,019 円
純資産総額(-)	2,345,660,140 円
発行済数量	1,871,015,791 口
1単位当たり純資産額(/)	1.2537 円

(参考) インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド

資産総額	2,376,185,016 円
負債総額	29,275,664 円
純資産総額(-)	2,346,909,352 円
発行済数量	1,744,883,889 口
1単位当たり純資産額(/)	1.3450 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	<p>委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>
受益権の譲渡	<p>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

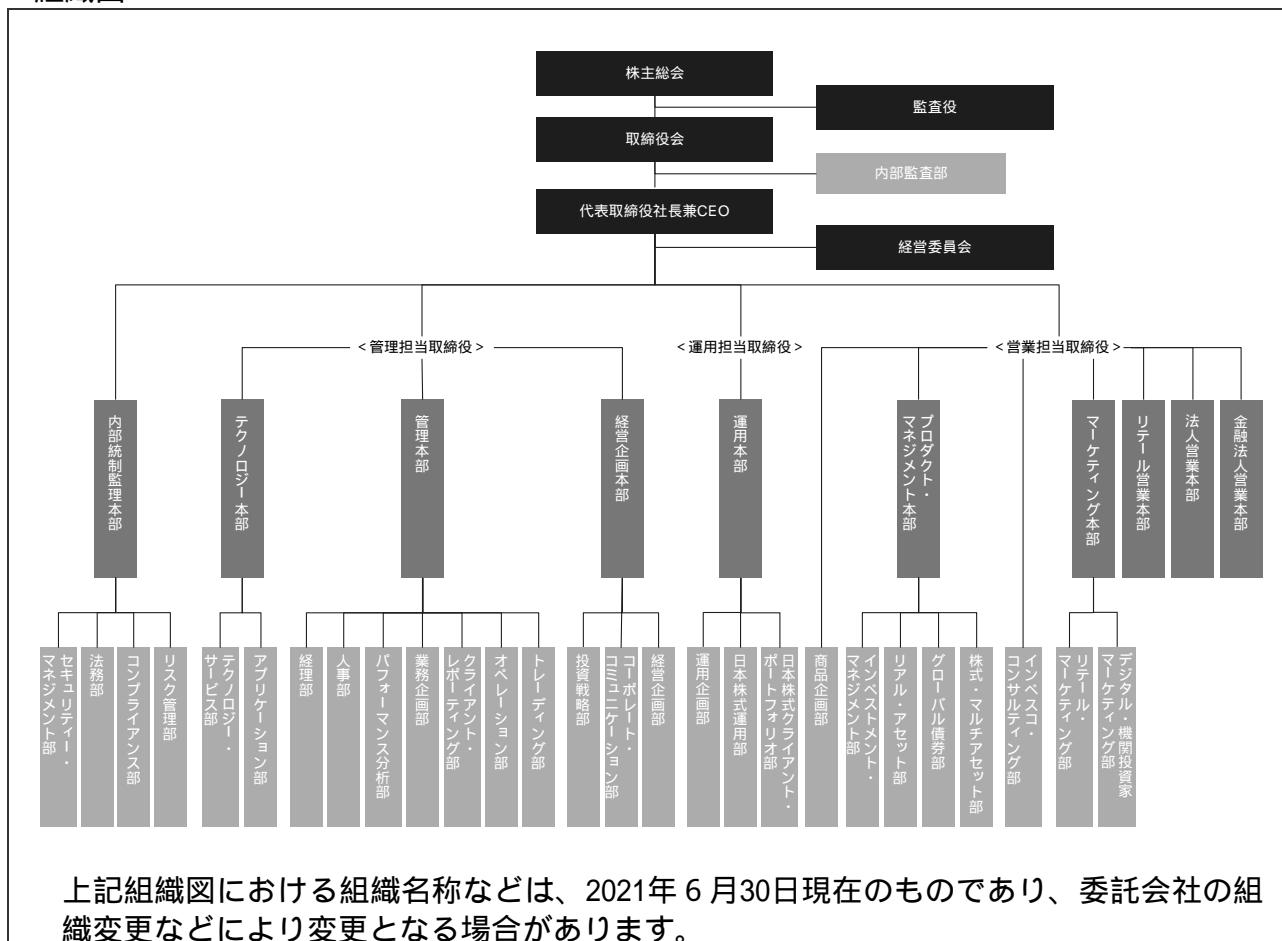
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年6月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増 減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do (実行)	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会（原則、月次で開催）は、リスク管理委員会（原則、隔月で開催）の分会として、定量的なリスク計測結果とともに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。												
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2021年6月30日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的性格</th> <th>ファンド数</th> <th>純資産総額(単位：百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式投資信託</td> <td>132</td> <td>3,145,171</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託</td> <td>3</td> <td>13,174</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135</td> <td>3,158,345</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</p>	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)	株式投資信託	132	3,145,171	公社債投資信託	3	13,174	合計	135	3,158,345
基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)											
株式投資信託	132	3,145,171											
公社債投資信託	3	13,174											
合計	135	3,158,345											

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2020年1月1日至 2020年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月5日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

神原 亮太



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		2,102,723		2,164,795
前払費用		93,464		102,117
未収入金		1,334,813		1,161,017
未収委託者報酬		420,904		478,340
未収運用受託報酬		517,283		633,712
未収投資助言報酬		14,975		25,294
短期貸付金 ※1		2,500,000		2,500,000
その他の流動資産		511		319
流動資産計		6,984,676		7,065,597
固定資産				
有形固定資産 ※2				
建物附属設備		87,250		74,816
器具備品		83,433		116,552
建設仮勘定		22,651		147
リース資産		10,641	203,976	7,865
無形固定資産				199,382
ソフトウェア		61,134		54,891
ソフトウェア仮勘定		5,982		4,526
電話加入権		3,972		3,972
のれん		262,274		237,296
顧客関連資産		1,405,914	1,739,277	1,272,017
投資その他の資産				1,572,704
投資有価証券		11,975		3,232
差入保証金		386,931		387,073
繰延税金資産		568,034		567,529
その他の投資		6,045	972,986	4,130
固定資産計		2,916,240		2,734,052
資産合計		9,900,916		9,799,649

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		42,071		47,399
リース債務		3,043		3,051
未払金				
未払償還金	37		27	
未払手数料	84,787		127,387	
その他未払金	229,112	313,937	274,590	402,005
未払費用		221,804		220,685
未払法人税等		223,999		59,737
未払消費税等		40,956		8,460
賞与引当金		1,307,575		1,339,032
その他の流動負債		22,543		23,800
流動負債計		2,175,932		2,104,171
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		8,664		5,613
退職給付引当金		721,038		776,659
役員退職慰労引当金		111,506		76,535
資産除去債務		82,085		81,946
固定負債計		1,040,829		1,058,289
負債合計		3,216,762		3,162,461
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,276,443	1,276,443	1,229,257	1,229,257
利益剰余金合計		1,276,443		1,229,257
株主資本合計		6,683,396		6,636,210
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		757		977
評価・換算差額等合計		757		977
純資産合計		6,684,154		6,637,187
負債・純資産合計		9,900,916		9,799,649

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,225,658		2,271,434
運用受託報酬		2,853,116		2,498,175
投資助言報酬		71,673		75,426
その他営業収益		3,618,920		3,882,344
営業収益計		8,769,368		8,727,381
営業費用				
支払手数料		757,626		817,411
広告宣伝費		109,237		51,601
調査費				
調査費		307,384		331,718
委託調査費		625,973		628,412
図書費		1,545	934,904	2,653
委託計算費			310,498	
営業雑経費				
通信費		19,142		23,463
印刷費		81,871		86,976
協会費		11,237	112,251	12,178
営業費用計		2,224,518		2,280,511
一般管理費				
給料				
役員報酬		99,143		98,393
給料・手当		1,872,168		1,887,524
賞与		399,738	2,371,050	421,816
交際費			23,807	
寄付金			1,200	
旅費交通費			180,237	
租税公課			80,707	
不動産賃借料			367,305	
退職給付費用			195,896	
役員退職慰労引当金繰入額			12,524	
賞与引当金繰入額			1,307,575	
減価償却費			219,607	
福利厚生費			283,336	
諸経費			1,408,990	
一般管理費計		6,452,239		6,389,353
営業利益		92,611		57,517

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 ※1		43,944		50,833
保険配当金		3,857		4,386
投資有価証券損益		1		487
雑益		179		243
営業外収益計		47,983		55,950
営業外費用				
支払利息		14		25
為替換算差損		3,948		695
固定資産除却損		73		179
雑損		4,044		4,816
営業外費用計		8,081		5,717
経常利益		132,513		107,750
税引前当期純利益		132,513		107,750
法人税、住民税及び事業税		262,118		154,528
法人税等調整額		△571,218		408
法人税等計		△309,099		154,936
当期純利益又は当期純損失(△)		441,613		△47,186

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	834,830	834,830	6,241,783
当期変動額						
当期純利益			441,613	441,613	441,613	441,613
株主資本以外の項目 の当期の変動額（純 額）						
当期変動額合計	—	—	—	441,613	441,613	441,613
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,276,443	1,276,443	6,683,396

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	354	354	6,242,138
当期変動額			
当期純利益			441,613
株主資本以外の項目 の当期の変動額（純 額）	402	402	402
当期変動額合計	402	402	442,015
当期末残高	757	757	6,684,154

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,276,443	1,276,443	6,683,396
当期変動額						
当期純損失（△）				△47,186	△47,186	△47,186
株主資本以外の項目 の当期の変動額						
当期変動額合計	—	—	—	△47,186	△47,186	△47,186
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,229,257	1,229,257	6,636,210

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	757	757	6,684,154
当期変動額			
当期純損失（△）			△47,186
株主資本以外の項目 の当期の変動額（純 額）	219	219	219
当期変動額合計	219	219	△46,966
当期末残高	977	977	6,637,187

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期貸付金	2,500,000	2,500,000

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	391,242	419,329

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
受取利息	43,944	50,833

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
1年内	249,762	166,508
1年超	166,508	—
合計	416,270	166,508

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,102,723	2,102,723	—
(2)未収入金	1,334,813	1,334,813	—
(3)未収委託者報酬	420,904	420,904	—
(4)未収運用受託報酬	517,283	517,283	—
(5)未収投資助言報酬	14,975	14,975	—
(6)短期貸付金	2,500,000	2,500,000	—
(7)投資有価証券			
その他有価証券	11,975	11,975	—
(8)差入保証金	386,931	386,863	△67
資産計	7,289,606	7,289,539	△67
(1)預り金	(42,071)	(42,071)	—
(2)未払手数料	(84,787)	(84,787)	—
(3)その他未払金	(229,112)	(229,112)	—
(4)未払費用	(221,804)	(221,804)	—
(5)未払法人税等	(223,999)	(223,999)	—
(6)未払消費税等	(40,956)	(40,956)	—
(7)長期預り金	(117,535)	(117,513)	21
負債計	(960,267)	(960,245)	21

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

当事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,164,795	2,164,795	—
(2)未収入金	1,161,017	1,161,017	—
(3)未収委託者報酬	478,340	478,340	—
(4)未収運用受託報酬	633,712	633,712	—
(5)未収投資助言報酬	25,294	25,294	—
(6)短期貸付金	2,500,000	2,500,000	—
(7)投資有価証券 その他有価証券	3,232	3,232	—
(8)差入保証金	387,073	387,205	132
資産計	7,353,466	7,353,598	132
(1)預り金	(47,399)	(47,399)	—
(2)未払手数料	(127,387)	(127,387)	—
(3)その他未払金	(274,590)	(274,590)	—
(4)未払費用	(220,685)	(220,685)	—
(5)未払法人税等	(59,737)	(59,737)	—
(6)未払消費税等	(8,460)	(8,460)	—
(7)長期預り金	(117,535)	(117,577)	△42
負債計	(855,795)	(855,838)	△42

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前事業年度（2019年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつております。

(7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（2020年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつております。

(7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつております。

(7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,102,723	—	—
(2)未収入金	1,334,813	—	—
(3)未収委託者報酬	420,904	—	—
(4)未収運用受託報酬	517,283	—	—
(5)未収投資助言報酬	14,975	—	—
(6)短期貸付金	2,500,000	—	—
(7)差入保証金	—	386,931	—
合計	6,890,699	386,931	—

当事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,164,795	—	—
(2)未収入金	1,161,017	—	—
(3)未収委託者報酬	478,340	—	—
(4)未収運用受託報酬	633,712	—	—
(5)未収投資助言報酬	25,294	—	—
(6)短期貸付金	2,500,000	—	—
(7)差入保証金	387,073	—	—
合計	7,350,233	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,883	9,979	1,095
小計	8,883	9,979	1,095
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	2,000	1,996	△3
小計	2,000	1,996	△3
合計	10,883	11,975	1,092

当事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,823	3,232	1,408
小計	1,823	3,232	1,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,823	3,232	1,408

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

当事業年度 (2019年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	652,632
退職給付費用	156,956
退職給付の支払額	△65,897
その他の未払金への振替額	△22,653
退職給付引当金の期末残高	721,038

(2) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	156,956

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）において、38,940千円であります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	721, 038
退職給付費用	131, 095
退職給付の支払額	△75, 474
その他の未払金への振替額	—
退職給付引当金の期末残高	776, 659

(2) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	131, 095

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）において、40,501千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	400, 379	410, 011
未払費用	27, 123	28, 500
未払退職金	6, 936	—
株式報酬費用	94, 642	100, 682
退職給付引当金	220, 781	237, 813
役員退職給付引当金	34, 143	23, 435
資産除去債務	25, 134	25, 091
その他	41, 068	29, 477
繰延税金資産小計	850, 209	855, 013
評価性引当額	△280, 059	△286, 340
繰延税金資産合計	570, 149	568, 673
 繰延税金負債		
資産除去債務	△1, 781	△712
その他有価証券評価差額金	△334	△431
繰延税金負債合計	△2, 115	△1, 143
繰延税金資産（負債）の純額	568, 034	567, 529

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	86.2%
住民税均等割等	2.8%
評価性引当額の増減額	△348.2%
過年度法人税等調整額	△4.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△233.2%

当事業年度（2020年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	94.4%
住民税均等割等	3.5%
評価性引当額の増減額	5.8%
過年度法人税等調整額	1.3%
その他	8.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	143.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期首残高	82,225	82,085
時の経過による調整額	△139	△139
当期末残高	82,085	81,946

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,896,061	3,144,550	1,320,253	182,844	6,543,710

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,350,935	投資運用業
Invesco Management SA	345,967	投資運用業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,298,569	3,419,581	1,545,865	191,930	6,455,946

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えていため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,666,108	投資運用業
Invesco Management SA	421,720	投資運用業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

单一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,328,158 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	資金の返済 資金の貸付	500,000 1,000,000	短期貸付金	2,500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,328,158 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	50,833	短期貸付金	2,500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,442,881	未収入金	958,169
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management, Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	687,941	未収入金	46,475

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,931,854	未収入金	874,815
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management, Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	479,124	未収入金	58,806

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれおりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額 167,103円85銭	1株当たり純資産額 165,929円69銭
1株当たり当期純利益金額 11,040円32銭	1株当たり当期純損失金額(△) △1,179円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	441,613	△47,186
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	441,613	△47,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	<ul style="list-style-type: none">a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行ふことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。b . 運用財産相互間において取引を行ふことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。c . 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。e . 上記c . およびd . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
-----------------------------	--

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更是、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ プレミア・プラス・ファンド 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」の受益権を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに実質的に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

実質外貨建資産については、実質的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

当ファンドにおいて、為替ヘッジを直接行うことはありません。マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券が外貨建ての場合は、マザーファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配方針

分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わない場合もあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託
インベスコ プレミア・プラス・ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第19条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項または第41条第2項に規定する信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申し込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申し込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財

信託約款

産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額、手数料等）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申し込みに応ずることができるるものとします。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応じができるものとします。

前項の取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にあらかじめ、自己のためを開設されたこの信託の受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申し込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、販売会社は、受益権の取得申し込みの受け付けは行いません。

第1項の受益権の価額は、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みにかかる受益権の価額は、1口

信託約款

につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、第32条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振り替えについて、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および追加型証券投資信託「インベスコ・マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

信託約款

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに、第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに、第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第18条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害

信託約款

関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第22条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借り入れ)

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすること

信託約款

とができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1 . 一部解約に伴う支払い資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内
- 2 . 再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3 . 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払い資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第26条 投資信託財産に属する有価証券について、借り替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。ただし、第1期計算期間は平成26年11月28日から平成27年5月20日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第29条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中か

信託約款

ら支弁します。

前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬
3. 受益権の管理事務に関連する費用等
4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
5. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。当該諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の86の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（利益の処理方法）

第31条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第32条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間

信託約款

の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申し込み代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じるものとします。当該取得申し込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第33条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第32条第3項に規定する支払い開始日までに、一部解約金については第32条第4項に規定する支払い開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第35条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権に

信託約款

つき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍とします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者が、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中ににおいてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を使わないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合におい

信託約款

て、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあ

信託約款

たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 <削除>

(信託終了後に生じた金銭の取り扱い)

第46条 委託者は、投資信託財産の信託終了後に金銭が生じた場合、原則として日本赤十字社への寄付を行うことの指図をすることができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年11月28日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款

(付表)

1. 運用の基本方針に規定するマザーファンド受益証券を通じて投資する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資法人：

インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド クラスC-Accumulation投資信託証券（円ヘッジ付）

2. 信託約款第12条第3項および第35条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグの銀行休業日

3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当ファンドはデリバティブ取引等の直接利用は行いません。マザーファンド受益証券が投資対象とする前記1.の「別に定める投資信託証券」においては、デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

信託約款

「インベスコ バランスト・リスク・アロケーション マザーファンド」信託約款（抜粋） 運用の基本方針

信託約款第15条に基づき、委託者の定める運用の方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに投資します。なお、別に定める投資信託証券においては、債券、株式への投資は、当該資産への直接投資や上場投資信託証券（以下、「ETF」といいます。）への投資の他、先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引を活用します。また、コモディティへの投資は、ETF、指数連動債などへの投資の他、デリバティブ取引を活用します。

(2) 投資態度

別に定める投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券、株式、コモディティに実質的に投資します。

別に定める投資信託証券への投資を通じて、債券、株式、コモディティ3資産の配分については、市場環境や価格変動の大きさなどを考慮して決定します。また、短期的な市場変化に機動的に対応した運用を行います。

投資信託証券への投資割合は、原則として、高位に保ちます。

別に定める投資信託証券において、その運用方針として対円で為替ヘッジを行うことを掲げている場合は、原則として為替ヘッジを行いません。別に定める投資信託証券において、為替変動の影響を受ける実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。